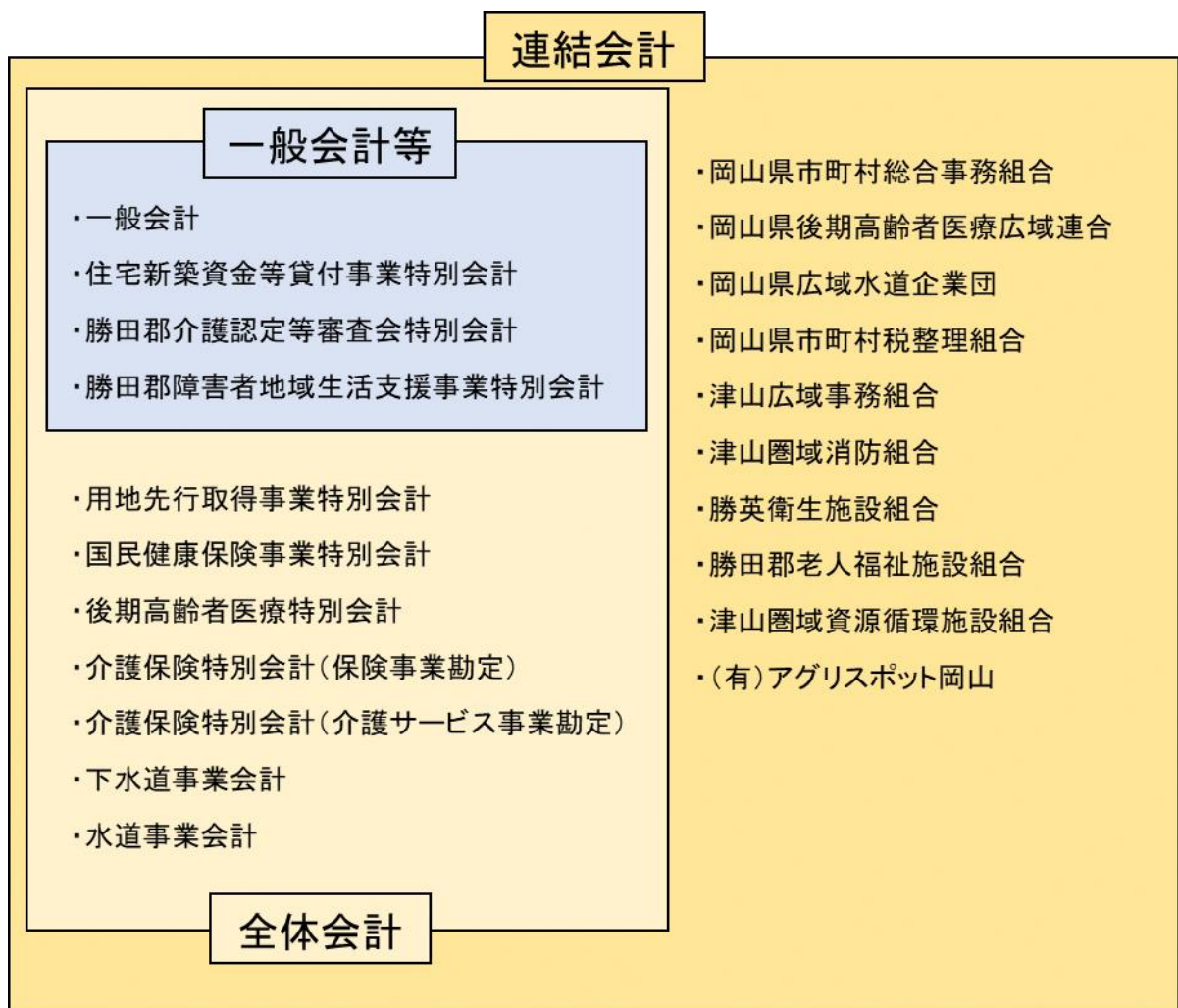


1. 財務書類の作成範囲及び作成基準について

○財務 4 表の作成範囲について

令和 5 年度における財務書類は、「一般会計等」と公営事業会計などの特別会計や公営企業会計を合わせた「全体会計」、勝央町が関係する関連団体を含めた「連結会計」の 3 つの区分で作成します。



※一部事務組合・広域連合は全て比例連結の対象としています。

※第三セクター等については町の出資(出損を含む。)比率が 50%超の団体及び役員の派遣, 財政支援等の実態から, 団体の業務運営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる団体について全部連結の対象としています。

またいずれの地方公共団体にとっても全部連結とならない第三セクター等で町の出資比率が 25%以上 50%未満の団体について比例連結の対象としています。

○作成基準

作成基準日については令和 6 年 3 月 31 日です。

出納整理期間(令和 6 年 4 月 1 日から 5 月 31 日まで)の入出金については作成基準日までに終了したものとして処理をしています。